

東松島市新学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

平成21年7月1日

宮城県東松島市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定により、「東松島市新学校給食センター整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 21 年 7 月 1 日

東松島市長 阿部 秀保

東松島市新学校給食センター整備運営事業 特定事業の選定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

東松島市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

東松島市長 阿部 秀保

(4) 事業目的

近年は飽食の時代と言われて久しく、食生活が豊かになる一方で、児童・生徒を取り巻く食環境は、栄養バランスの崩れ、食の外部化・簡便化、朝食の欠食増加、食べ残しや食品の廃棄増加、食べ物が食卓にのるまでの過程の理解不足など、新たな課題が生じている。

こうした中で、自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、「食育」の必要性が叫ばれており、学校給食は、子どもたちにバランスの取れた食事や食事マナーの指導、地場産物や郷土食の紹介など、食生活の大切さを伝える最良の「教材」といえる。

本市の学校給食は、合併前の旧矢本町が昭和 54 年度から、旧鳴瀬町が昭和 55 年度から全町センター方式に集約移行して調理業務を行っているが、地産地消を推進しながら地域の食材を活用し、児童生徒の栄養バランスと食の安全性に配慮しながらおいしい給食を提供するとともに、給食だよりや学校だより等を活用して、食の重要性について各家庭に発信しているところである。

しかしながら、市内 2 箇所にある現在の学校給食センターは、いずれも建築後 30 年近くを経ており、毎年の維持修繕経費が嵩んでいるほか、機械器具や備品の老朽化

も進んでおり、毎日の欠かせない給食調理業務への安心及び安全面での影響が懸念されている。

加えて、平成9年に制定された「学校給食衛生管理の基準」に照らし、現施設では適合しない事項も多くなってきているため、早急に新たな学校給食施設を統合整備する必要がある一方で、市の厳しい財政状況の中でより効率的な事業の実施が求められている。

(5) 事業計画地

- 1) **計画地位置** 東松島市川下字内響131番97
奥松島ひびき工業団地
- 2) **計画地面積** 6,547.71 m²
- 3) **隣接道路** 市道川下工業団地1号線（現況幅員約6~9m）
- 4) **地域指定** 工場立地法工場適地
- 5) **形態規制** 建ぺい率 70%
容積率 200%

(6) 施設の概要

- 1) **供給能力** 1日当たり4,500食（食缶方式）、1献立
（小学校10校3,000食、中学校4校1,500食）
- 2) **主要機能** 本施設の主要機能は、以下のとおりである。

区 分		必要な主要機能
本 体 施 設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食室、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫、残滓処理室 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、調理実習室、書庫、更衣室（事務職員用、調理員用）、休憩室（調理員用）、便所（事務職員用、外来用、調理員用、多目的便所） 等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路 等
附帯施設(外構を含む)		ゴミ置場、廃水処理施設、受水槽、浄化槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

(7) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を調査・設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(8) 業務の内容及び範囲

- 1) **本施設の整備業務** 調査、設計、建設等

- 2) **本施設の維持管理業務** 保守管理等
- 3) **本施設の運営業務** 調理、衛生管理、配送等
- 4) **既存施設の解体業務** 調査、解体等

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成38年3月31日までとする。

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本市の財政負担に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、これらの総合的評価により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) 定量的評価

1) 前提条件

市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

区分	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・既存施設解体費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ 地方債金利等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・既存施設解体費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ SPC開業費・管理費 ⑥ 租税公課 ⑦ 金利支払 ⑧ アドバイザリー費 ⑨ モニタリング費等
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計・建設期間 ・維持管理・運営期間 ・割引率 ・インフレ率は考慮していない。 	1年4ヶ月 約15年 3.0%
施設整備費	・類似施設の実績を勘案して設定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設及び維持管理の一括発注による効率化及び相乗効果とともに、性能発注による選定事業者の創意工夫等により、一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。 ・光熱水費は、市が実施する場合と変わらないものとして設定した。
維持管理費	・市における類似施設の実績を勘案して設定した。	
給食運営費	・市における類似施設の実績を勘案して設定した。	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金 ・合併特例債 ・一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの建設一時金 ・自己資金 ・市中銀行借入
支払方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は進捗に応じて支払う。 ・維持管理及び給食運営費は発生した時点で支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は建設一時金と元金均等の割賦で支払う。 ・維持管理及び給食運営費は概ね毎年均等で支払う。

2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度毎に算出し、現在価値換算額で比較した結果、事業期間中の財政負担額を約4.78%縮減することができると見込まれる。なお、事業者に移転するリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の算出には考慮していない。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 良質な公共サービスの提供

PFIを導入することにより、民間事業者の経営ノウハウや技術的能力を公共事業に活用することに加えて、設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うことにより、創意工夫が発揮されることで、質の高い公共サービスの提供が期待できる。

2) 事業費の削減

性能発注や一括発注による事業費全体のコスト管理が効率的に行われることによる事業費の削減が期待できる。

3) 行政と民間のパートナーシップの形成

民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、公共施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、可能な限り民間にゆだねることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

4) 民間の事業機会の創出

従来、市が行ってきた事業を民間にゆだねるため、民間事業者にとっては新たな事業機会を得ることになる。また、これにより地域経済の活性化への寄与が期待される。

5) 行政の説明責任の確保

PFI事業の発案から終結に至るまで、透明性の確保が求められるため、実施方針の公表、特定事業の公表、公募、事業者の選定等の手続を通して、行政の説明責任が確保される。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、事業期間全体を通して事業者の資金調達力や、効率的・効果的なノウハウを活用することが可能となり、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価における財政負担の縮減が見込まれるとともに、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。